

準中型免許の新設（平成29年3月12日～）

18歳から取得可能な免許

準中型免許 の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の自動車を運転できます（普通自動車も運転できます）。
普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満（最大積載量2トン未満）となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

■免許の区分、受験資格等の改正概要について

改正前



改正後



引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査（※）に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時間の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

18歳から
普通免許なしでもOK!



運転免許取得の方法及び指定自動車教習所制度

【運転免許取得の方法】

受験資格（一定の年齢等）



指定自動車教習所

いわゆる
「一発試験」

運転免許試験の技
能試験が免除

指定自動車教習所以外の教習所

いわゆる
「一発試験」

運転免許取得のための運転免許試験

（学科試験、技能試験、適性試験）

【指定自動車教習所制度】

指定自動車教習所

【指定について】

○ 公安委員会に届出をした自動車教習所のうち、一定の基準に適合するものは、指定を受けることができる。

【卒業証明書を有する者の技能試験の免除】

○ 指定自動車教習所が行う教習を終了し、技能検定に合格して卒業証明書を有する者は、公安委員会が行う技能試験が免除される。

指定に関する基準

- 人的基準：管理者、教習指導員及び技能検定員が置かれていること
- 物的基準：教習及び技能検定のためのコース等の設備が一定の基準に達していること
- 運営的基準：教習の実施、方法等が一定の基準に適合していること

緊急自動車の運転に関する制度の概要

【緊急自動車の運転】

- 緊急自動車の自動車の種類に応じた運転免許の保有が前提。
- 緊急自動車を保有する自衛官が自衛隊用自動車運転する場合は、一定の年齢要件及び経験年数要件を満たす必要（必要な運転免許を保有する自衛官が自衛隊用自動車運転する場合は除く）。
（例）準中型自動車・・・21歳以上かつ普通免許等保有3年以上
- 年齢要件等を満たさない者が、緊急自動車を緊急用務のために運転する場合は、緊急自動車の自動車の種類を用いた実車による公安委員会実施の運転資格の審査に合格する必要。警察官も同じ取扱い。

【消防用緊急自動車等の運転資格の審査に関する特例】

- 消防機関の長（消防団にあっては市町村長）が、公安委員会に対し申請した上で、5時間以上の教習を行い、教習終了者に対して実車評価を行った結果を公安委員会が書面審査するもの。

緊急自動車の運転資格の審査

【目的】

緊急自動車の運転に必要な運転免許を保有していることを前提に、緊急用務のため、道路を迅速に通行するために必要な運転技能を有しているか否かを確認すること。

【具体例】

- 障害物間の通過、直線路における転回、急停止等、緊急自動車を緊急用務のために運転することを想定した課題を試験場等の場内で行う。

運転免許試験の技能試験

【目的】

一般の自動車を安全に運転するための運転技能を有しているか否かを確認すること。

【課題の具体例】

- 一時停止、速度制限、信号に従うなど、一般の自動車の運転を想定した課題を道路上で行う。

今回の御提案と当庁の考え方

※ 提案内容については、本年6月29日開催の「地方分権改革有識者会議(第33回)・提案募集検討専門部会(第72回)合同会議」の資料6を参照の上、作成。

【提案1】

消防用緊急自動車等の運転資格の特例に基づき公安委員会に届け出た教習計画に従い、消防団員が消防学校等で教習を受講できるようにすること。

→ **消防用緊急自動車等の運転資格の審査には既に特例があります。各消防団が都道府県公安委員会に申請を行うことにより対応可能と考えます。**

【提案2】

消防用緊急自動車等の運転資格の審査と同時に普通免許の限定解除又は準中型免許の段階取得の審査が兼ねられるようにし、消防学校等での教習を修了した消防団員については、公安委員会の指定する自動車教習所で普通免許の限定解除又は準中型免許の段階取得の教習を修了した場合と同様の取扱いとすること。

→ 御提案が、準中型自動車を運転するための免許を有しない者が、**緊急自動車の運転資格の教習・審査を受けたい場合には、準中型自動車を運転できるようにしてほしいというものである、準中型自動車を安全に運転するための運転技能を十分に有しているか否か確認できておらず、安全性を担保できないことから対応困難**です。

なお、消防学校が一定の要件を満たせば、**指定自動車教習所として指定を受けることが可能であり、その場合には運転免許試験の技能試験が免除**されます。

【提案3】

一定の運転適性を有する消防団員等について、自衛隊自動車訓練所における免許取得に向けた教習を受講できるようにするとともに、当該教習を終了し免許を取得する消防団員等の中型車以上の消防用緊急自動車等の運転に係る年齢制限や運転経験年数について、自衛官と同様の取扱いとすること。

→ 消防団員等が**自衛隊自動車訓練所において教習を受講することの可否について、まずは防衛省において判断されるべきこと**と考えます。